

2017年（平成29年）第1回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2017年（平成29年）1月11日
- 2 通知年月日 2017年（平成29年）1月16日
- 3 開催年月日 2017年（平成29年）1月31日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 大会議室

5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 非農地証明について

6 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 坂本忠士 | 2番 藤井照正 | 3番 若井久夫 |
| 4番 岡本卓也 | 5番 森矢重則 | 6番 林内公二 |
| 7番 谷邊博人 | 8番 平勝義 | 9番 宮澤満志 |
| 10番 岡田克彦 | 11番 安原理雄 | 12番 江草豊明 |
| 13番 宮迫主政 | 14番 大元教義 | 15番 小林正勝 |
| 16番 桑田恒二 | 17番 谷本耕造 | |

以上17名

7 欠席委員

- 18番 高垣 勲

8 その他の出席者

0名

9 事務局出席職員

- | | | | |
|-------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 小川 裕司 | 事務局次長 | 羽原知洋 |
| 松永出張所 | 藤原 真次 | 北部出張所 | 宮川一樹 |
| 新市出張所 | 山縣 葉二 | 神辺出張所 | 藤井勝俊 |
| 事務局 | 和田 匠次 | 事務局 | 杉原信広 |

以上8名

10 議事内容

午後2時57分開会

事務局長	それでは、ただいまから2017年(平成29年)第1回農地部会を開会いたします。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしくお願いいたします。
部会長	— 開会あいさつ —
議長 (7番)	それでは、農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。 はじめに、会議の成立を申し上げます。農地部会委員総数18名のうち、出席委員17名、欠席委員1名、委員の過半数が出席ですので本会議は成立します。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号3番の若井久夫委員と議席番号15番の小林正勝委員にお願いいたします。 議事に入る前に、議案の追加・訂正事項等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2017年(平成29年)第1回農地部会議案書追加事項及び議案書訂正・取下げ事項についてご説明いたします。 追加報告として、「農地法の現況に係る照会に対する調査結果について」を1件追加しております。内容は、記載のとおりです。 次に、議案書訂正、取下げ事項ですが、2ページ13番、借受・譲受人、住所・名前欄の無職を農業に訂正。理由欄の新規就農を経営規模の拡大に訂正。譲受人耕作面積欄の0㎡を114㎡に訂正。 以上です。
議長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 各地区協議会における審議内容を報告してください。 東部地区の報告をお願いします。
3番 (藤井)	それでは、東部地区の審議内容について報告します。 東部地区では、1月23日、月曜日午前9時15分から関係者により現地調査を行い、午前10時50分から委員6名全員の出席により、市役所

8階農業委員室で協議会を開催しました。

審議した案件は、議案第1号1件、議案第2号1件の合計2件です。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」1ページの1番について報告をします。

霞町一丁目の法人が、春日町の貸出人から春日町大字浦上の畑1筆685㎡に3年間の賃借権を設定して借り受け、ブドウを栽培し経営規模の拡大を図るものです。

借受ける法人は、農作業経験も十分あり、必要な農機具も確保されており、営農に支障はないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番

それでは、西部地区の審議内容について、報告します。

(岡本)

西部地区では、1月24日午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後4時00分から市役所8階農業委員室で協議会を開催しました。

委員9名中8名の出席により、議案第1号7件、議案第2号4件、議案第3号5件の合計16件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1ページの2番から2ページ8番について報告をします。

2番は、赤坂町の受人が、遠方で耕作できないため愛知県岩倉市の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

3番と4番は関連案件で、瀬戸町の受人が、同町の渡人から、3番で、申請地に3年間の使用賃借権を設定して借受け、4番で、申請地を譲受け、新規就農して水稻及び野菜を栽培するものです。

5番と6番は関連案件で、内海町の受人が、5番で、幕山台の渡人から、6番で、大阪府寝屋川市の渡人から、それぞれ申請地を譲受け、野菜及び果樹を栽培し経営規模の拡大を図るものです。

7番と8番は関連案件で、水呑町の受人が、7番で、田尻町の渡人から申請地の持分10分の4の権利を譲受け、8番で、申請地に10年間の使用賃借権を設定して田尻町の渡人から借受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件とも受人は、農作業経験があり、必要な農機具も確保済み、或いは、確保予定であり、営農に支障がないことから、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、松永地区の報告をお願いします。

8 番
(平)

それでは、松永地区の審議内容について報告をします。

松永地区では、1月24日、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催いたしました。

委員6名全員の出席により、議案第1号の1件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ9番について報告します。

本郷町の譲受人が広島市の不在者財産管理人から譲受け、経営規模の拡大をするもので、野菜を栽培する計画です。

譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

11 番
(安原)

それでは、北部地区の審議内容について報告します。

北部地区では、1月24日、午後2時50分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。

委員10名全員の出席により、議案第1号3件、議案第3号1件の合計4件について審議いたしました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページ10番から12番について報告をします。

10番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

11番は、芦田町の譲渡人が、同町の譲受人に申請地を贈与するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

12番は、新市町の譲受人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。

いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

神辺地区農地調整協議会の審議について報告します。

神辺地区農地調整協議会は、1月24日、午前9時から現地調査に続き、午前11時20分より、神辺支所3階31会議室において協議会委員6名

中5名の出席により、議案第1号2件、議案第2号3件、議案第3号1件の合計6件について、審査しました。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」2ページ13番と3ページ14番について報告します。

13番は田2筆1,361㎡を下竹田に居住する譲受人が、所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、引き続き申請地では水稻を栽培する計画です。

14番は田3筆1,364㎡と畑2筆94㎡を下竹田に居住する譲受人が、贈与による所有権移転により、経営規模の拡大を行うもので、引き続き申請地では季節野菜を栽培する計画です。

以上2件につきましては、いずれも譲受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。

議 長

事務局から補足説明等があればしてください。

事務局

議案第1号の14件については、別紙農地法第3条調査書のとおり、借り入れ後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

また、1番は、農地法第3条第3項第1号に規定する「解除条件付き貸借」の案件で、「株式会社アニブラン」が経営規模を拡大するため農地の所有者と賃借権を設定するものです。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言等もないようですので、採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

各地区協議会における審議内容を報告してください。
東部地区の報告をお願いします。

3 番 (藤井) それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの1番について報告をします。

霞町三丁目の法人が、東京都江戸川区の譲渡人から御幸町大字上岩成の田1筆1, 563㎡を譲受け、露天資材置場として転用するものです。

場所は、福山平成大学の南、約500メートルのところですが。

現地確認を行いました。申請地周辺の営農条件に支障はないと認められるため、転用に問題なく許可妥当と判断しました。

議 長 次に、西部地区の報告をお願いします。

4 番 (岡本) それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページの2番から5番について報告をします。

2番は、受入である広島県が、申請地に平成30年1月31日までの賃借権を設定して広島市安佐南区の渡人から借受け、スマートインターチェンジ設置工事に伴う迂回道路として一時転用するものです。

なお、工事完了後は農地に復元します。

場所は、津之郷小学校の東北東、約500メートルのところですが。

3番は、沼隈町の受入である医療法人が、申請地に賃借権を設定して同町の渡人から借受け、露天駐車場として利用するものです。

場所は、沼隈病院の北、約150メートルのところですが。

4番と5番は関連案件で、沼隈町の受入である息子が、渡人である同居の父親から4番で、申請地の一部に使用貸借権を設定して借受け進入路として利用し、5番で、譲受け、住宅を建築するものです。

場所は、沼南高等学校鷹の巣農場の西、約200メートルのところですが。

現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められ、他に代替する土地もないことから、許可妥当と判断しました。

議 長 次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番 (谷本) それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4ページ6番から8番について報告をします

6番は譲受人である西深津町六丁目の法人が、申請地に太陽光発電パネ

ルを設置し、最大49.5kWを売電する計画です。関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

7番は譲受人である上竹田の法人が、資材置場が手狭になったため、申請地へボイラーやレンガ用の露天資材置場を確保するものです。

8番は大門町の借受人が、母の所有する申請地に使用貸借権を設定し借受け、自己住宅1棟を建築する計画です。関連法令については、担当部局等に許可申請等が行われています。

以上、すべての案件について、現地調査をしましたが、周辺の農地への影響について問題ないと思われま

議 長

事務局から補足説明があればしてください。

事務局

議案第2号の1番は、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にあり相当数の街区を形成している区域であるため第2種農地として判断されます。

その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。

別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、常設審議委員会農地部会への諮問案件はありません。

議 長

これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定します。

議 長

次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。
各地区協議会における審議内容を報告してください。
西部地区の報告をお願いします。

4 番
(岡本)

それでは、議案第3号「非農地証明について」の5ページの1番から6ページの5番について報告します。

1番は、山手町の申請人によるもので、申請地に昭和60年頃に植林を行った後、山林となり、現在に至っております。

場所は、城西中学校の北、約150メートルのところですか。

2番は、沼隈町の申請人によるもので、申請地を昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

場所は、熊野小学校の北西、約1.4キロメートルのところですか。

3番は、愛知県豊橋市の申請人によるもので、申請地を昭和52年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

場所は、常石小学校の西、約400メートルのところですか。

4番は、内海町の申請人によるもので、申請地を昭和54年頃から養殖用稚魚種苗場施設の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、内海ふれあいホールの南、約1キロメートルから1.2キロメートルのところですか。

5番は、内海町の申請人によるもので、申請地を昭和54年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。

なお、2番、4番、5番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、北部地区の報告をお願いします。

8 番
(安原)

それでは、議案第3号「非農地証明について」の6ページの6番について報告します。

松永町の申請人が、昭和48年5月頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となり、現在に至っております。

場所は、戸手高等学校の南西、約700メートルのところですか。

現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

議 長

次に、神辺地区の報告をお願いします。

17 番
(谷本)

それでは、議案第 3 号「非農地証明について」の 6 ページの 7 番について報告します。

申請地は、昭和 55 年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となり、現在に至っております。

現地を確認しましたが、農地への復元は困難と認められ、非農地として証明可能と判断しました。

なお、申請地は農振農用地のため、農振担当と調整済です。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決します。

議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手により、議案第 3 号は原案のとおり決定します。

議 長

次に、専決処分及び届出等について事務局から報告してください。

事務局

専決処分及び届出等について、ご説明します。

7 ページから 11 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合の届け出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、18 件を事務局長専決で受理しました。

次に、12 ページ、13 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、14 ページから 20 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。

農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、4 条 12 件、5 条 49 件を事務局長専決で受理しました。

次に、21 ページ、22 ページの「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通

知が10件ありました。

次に、23ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。許可又は、届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから申請されたものです。

取消しの理由は、1番は、使用貸借権の設定から所有権移転への変更によるものです。改めて15ページ14番で届出が行われています。

2番、3番は、計画の中止によるものです。

4番、5番は、譲受け人の変更によるものです。それぞれ改めて18ページ33番及び20ページ47番で届出が行われています。

専決処分及び届出等については以上です。

議 長

次長より、専決処分・届出等及び「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」の報告がありました。

専決処分・届出等の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等がないようですので、2017年(平成29年)第1回の農地部会を終了します。

なお、来月の農地部会は、2月28日開催の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午後3時22分閉会